

令和3年第4回 神川町農業委員会総会議事録

開催年月日及び開催場所		令和3年4月26日(月) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室							
開議時刻及び宣告者		午後1時30分 会長 櫻澤 泰信							
閉会時刻及び宣告者		午後2時25分 会長 櫻澤 泰信							
議長	櫻澤 泰信		議事参与制限委員数	2名		傍聴者数	なし		
出席した事務局職員		事務局長：櫻澤 典明 事務局長補佐：高橋 和宏 主事：渡辺 玲香							
委員出席状況	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
	1	高宮 和浩	○	9	松本 由紀子	○	推4	佐藤 文雄	○
	2	高柳 義信	○	10	清水 武	○	推5	—	—
	3	高田 英夫	○	11	中井 健一	○	推6	新井 英雄	欠
	4	須川 朋和	○	12	野村 清太郎	○	推7	秋山 政治	○
	5	野村 千江子	○	13	櫻澤 泰信	○	推8	高橋 栄一	○
	6	坂本 等	○	推1	進藤 誠一	○	推9	岩崎 喜久夫	欠
	7	長谷川 隆	○	推2	木口 和久	○	推10	高橋 八夫	○
	8	萩原 康広	○	推3	四方田 芳泰	○	推11	町田 貴	○

会議進行状況

会議事項	発言者	顛末
開 会	事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。 農業委員会会議規則第4条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。</p>
	議 長	<p>ただいまから、令和3年第4回業委員会の総会を開会したいと思います。 出席委員は、13名全員が出席です。過半数に達していますので総会は成立いたします。 それでは、慎重審議をお願いいたしまして議事に入りたいと思います。</p>
日程第1 議事録署名人及び書記の 指名について	議 長	<p>日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行ないたいと思います。 神川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名人の指名を行います。 議事録署名人は、9番 松本由紀子 委員、10番 清水 武 委員にお願いします。 書記は、事務局の高橋君、渡辺君を指名いたします。</p>
日程第2 第10号議案 農地法第5条の規定による 許可申請について	議 長	<p>つづきまして、日程第2に移ります。 第10号議案 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。 事務局は1番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>議案書3ページ、1番についてご説明します。土地の所在や面積、申請者等につきましては議案書に記載のとおりです。申請地は〇〇の南西およそ230mにある農地です。詳しくは議案書4ページの位置図、5ページの案内図をご覧ください。 申請地の現況については、しっかりと耕作され、適正に管理されておりました。 申請地は〇〇から300m圏内にあることから第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則許可とされているため、本案件も許可相当となるものと思われます。 譲受人は〇〇市に居住する会社員で、義父の土地を借り受けて自己用住宅を建設する計画での申請と</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p>議 長</p> <p>高柳委員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>なります。計画の詳細については、6ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>提出された事業計画や資金計画等の書類を審査する限りでは、不許可に相当する事由は無いものと思われることから申請を受理しました。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>説明が終わりましたが、地区担当委員からご意見があればお願いします。</p> <p>特に問題ないと考えております。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p> <p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第10号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、10号議案1番については許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。続きまして、事務局は2番の説明をお願いします。</p> <p>2番についてご説明いたします。土地の所在や面積、申請者等につきましては議案書に記載のとおりです。申請地につきましては、〇〇と〇〇の間の道を工業団地方面へ350mほど進んだところの左側にある農地です。詳しくは議案書7ページの位置図、8ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況については、しっかりと耕作され、適正に管理されておりました。</p> <p>申請地は周囲を宅地や雑種地に囲まれており、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に代えて周辺の他の土地を供することで当該事業の目的を達成できる場合は許可できませんが、本案件では周辺に代替できる土地が無い場合許可相当とな</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p>議長</p> <p>佐藤推進委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>るものと思われます。</p> <p>譲受人は〇〇市に居住する会社員で、祖母の土地を譲り受け、自己用住宅を建設する計画での申請となります。計画の詳細については、9ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>提出された事業計画や資金計画等の書類を審査する限りでは、不許可に相当する事由は無いものと思われることから申請を受理しました。</p> <p>説明が終わりましたので、地区担当委員からご意見があればお願いします。</p> <p>特にありません。</p> <p>それでは質疑に入ります。</p> <p>申請番号2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p> <p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第10号議案2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、10号議案2番については許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p> <p>続きまして、事務局は3番の説明をお願いします。</p> <p>3番についてご説明いたします。土地の所在や面積、申請者等につきましては議案書に記載のとおりです。申請地につきましては、〇〇の北東およそ130mの位置にある農地です。詳しくは議案書10ページの位置図、11ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況については、梅やキウイなど果樹が植えられておりますが、枝が生い茂り、手入れをしている様子はありませんでした。</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p>議長</p> <p>高宮委員</p> <p>議長</p> <p>坂本委員</p>	<p>また、申請地はブロック塀で分断され、一部が自宅への進入路に使用されておりましたが、総会までにこの違反を是正すると確約をいただいております。</p> <p>申請地は住宅が密集する区域の一角にありますが、東側は整備された優良な農地が広がっていることから第1種農地と判断いたしました。</p> <p>第1種農地の転用は原則許可できませんが、本案件は建売分譲住宅の建設であり、農地法施行規則第33条第4号に定められる「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、不許可の例外として許可相当となるものと思われます。</p> <p>譲受人は〇〇市に本社を構え、不動産業や建設業を営む法人で、今回は〇〇営業所の所管事業として、申請地に3棟の建売分譲住宅を建設する計画での申請となります。計画の詳細については、11ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>違反については是正を確約していること、提出された事業計画や資金計画等の申請書類を審査する限りでは、不許可に相当する事由は無いものと思われることから申請を受理しました。ご審議の程よろしくお願いします。</p> <p>説明が終わりましたので、地区担当委員からご意見があればお願いします。</p> <p>申請地にはブロック塀やフェンスがありましたが、先日取り壊されまして、農地として復元しているのを確認しました。</p> <p>ありがとうございます。それでは質疑に入ります。</p> <p>申請番号3番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>ここは土地改良区域外ですね。場所的には問題ないと思うのですが、以前は1種農地では建売分譲</p>

会議事項	発言者	顛末
日程第2 第11号議案 神川町農用地利用集積計 画(案)について		住宅の建設はできなかったと思うのですが大丈夫なのですか。
	事務局	道路を挟んだ東側は土地改良区域ですが、申請地は入っておりません。建売分譲住宅の建設については、集落接続として3戸以上の宅地と接続があれば可能ということで県との調整も済んでおります。
	坂本委員	第三者である民間業者が建売住宅を作るのは「周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設」ではないとされ駄目だった気がするのですが、今は大丈夫ということですね。
	事務局	集落の発展ということもあるのかと思いますが、3軒以上の住宅が連たんしていれば建売であっても住宅の建設は転用可能とのこと。しかし、既存住宅が3軒に満たない場合は認められないとのこと。
	議長	ほかにありますか。無いようなので採決に移ります。 第10号議案3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 [全員挙手] 全員賛成ということで、10号議案3番については許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。
	議長	続きまして、第11号議案の神川町農用地利用集積計画(案)についてですが、1番高宮委員と私が議事参与の制限に該当しますので、野村会長代理に進行をお願いいたします。 [櫻澤会長・高宮委員 退室]
野村会長代理	それでは議事を進行させていただきます。 第11号議案 神川町農用地利用集積計画(案)について を議題とします。 事務局は説明をお願いします。	

会議事項	発言者	顛末
	事務局	<p>基盤強化法の規定の基づく農用地利用集積計画（案）についてご説明いたします。</p> <p>1番から79番までのすべてが利用権の設定を行うもので、1番から51番が新規設定、52番から79番が契約更新による再設定となっております。</p> <p>件数が多いため、受人が町外の方の新規設定の案件についてご説明させていただきます。</p> <p>申請番号10から13番の〇〇様は、新たに農業経営を開始する新規農業者で、肉用牛の受精卵の生産販売及び、子牛の生産販売を行うとのことです。</p> <p>申請番号14、15番の〇〇様は、2月まで〇〇市の農業委員をされていた方で、神川で借りている農地の隣の畑が耕作されていない様子であったため、その畑も借りて耕作すると申し出ていただきました。</p> <p>申請番号43から47番の〇〇様は、現在サラリーマンとして会社勤めをしておりますが、仕事を農業へ転換したいと伺っております。ゴーヤ、さつまいも、ネギ等を作るとのことです。</p> <p>説明は以上になります。よろしくお願いいたします。</p>
	会長代理	説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。
	中井委員	〇〇さんは会社員とのことですが、機械の所有状況などは分かりますか。
	事務局	申請書によりますと、耕運機を4台、トラクター1台、田植え機を2台、トラックを1台所持しております。
	中井委員	その方は従業員を雇ったりしているのですか。新規の方で会社員ですと、耕作できずに放棄地になっても困りますが、どのような方なのか、面識などはありますか。

会議事項	発言者	顛末
閉 会	事務局	<p>コロナの影響で会社の仕事なくなっていることから農業を始めるそうです。従業員の話は伺ってありませんが、〇〇様の奥様と《農業法人》の〇〇様の奥様が親戚関係にあるらしく、その繋がりから神川町で就農を計画しているようです。</p>
	会長代理	<p>ほかにありますか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第11号議案 神川町農用地利用集積計画（案）について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
	会長代理	<p>〔全員賛成〕</p> <p>全員賛成ということで、第11号議案については原案のとおり決定いたします。</p> <p>審議が終了しましたので、櫻澤会長と高宮委員の退席を解きます。</p>
	会長代理	<p>〔櫻澤会長・高宮委員 入室〕</p> <p>第11号議案については、全員賛成で原案のとおり決定しました。</p> <p>これで進行を櫻澤会長にお返しいたします。</p>
	議 長	<p>それでは、以上をもちまして全ての議事日程が終了しましたので総会を閉会といたします。</p> <p>慎重審議ありがとうございました。</p>